

令和3年度相模原市一般廃棄物処理実施計画

令和3年3月
相模原市

目 次

1	計画の基本的事項	
1-1	計画区域	1
1-2	計画期間	1
1-3	計画の対象とする一般廃棄物	1
1-4	一般廃棄物の排出量	1
2	計画の進行管理	
2-1	ごみ処理関係	2
2-2	生活排水処理関係	3
3	令和2年度の取組	
	取組の柱Ⅰ ごみの更なる削減	4
	取組の柱Ⅱ ごみの適正な処理	9
	取組の柱Ⅲ ごみゼロに向けた協働の推進	12
	取組の柱Ⅳ 生活排水の適正な処理	14
	取組の柱Ⅴ 大規模災害への備え	16
4	ごみ処理	
4-1	収集・運搬計画	18
4-2	中間処理計画	26
4-3	最終処分計画	30
5	生活排水処理	
5-1	収集・運搬計画	31
5-2	最終処分計画	31
別表1	収集曜日一覧	32
別表2	一般廃棄物収集運搬許可業者	37
別表3	一般廃棄物収集運搬許可業者 (し尿・汚泥を含む者)	39
別表4	一般廃棄物収集運搬許可業者 (ディスポーザー汚泥を含む者)	39

1 計画の基本的事項

1-1 計画区域

相模原市全域とする。

1-2 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

1-3 計画の対象とする一般廃棄物

相模原市全域で発生する以下の一般廃棄物

- ア 家庭系ごみ
- イ 家庭系し尿等
- ウ 事業系ごみ
- エ 事業系し尿等
- オ その他（動物の死体）

1-4 一般廃棄物の排出量

(年 間)

一般廃棄物の種類	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (計画値)	合 計
家庭系ごみ	133,353 t	127,851 t	221,455 t
1人1日当たり※1	504 g	485 g	
事業系ごみ	52,087 t	54,290 t	
うち在日米陸軍基地※2	1,534 t	1,800 t	
資 源	40,771 t	39,314 t	
最終処分量	21,427 t	21,273 t	
し 尿	2,334 t	2,213kl	28,956kl
浄化槽汚泥等（デスポーザ汚泥を含む）	25,578 t	26,743kl	
うち在日米陸軍基地※2	1,526kl	1,627kl	

※1 家庭系ごみの1人1日当たりの算出式：(一般ごみ+粗大ごみ)÷人口÷365日

※2 平成28年12月1日から、在日米陸軍基地（キャンプ座間、相模総合補給廠及び相模原住宅地区）において排出される一般廃棄物の受入れを行っている。

○令和3年度の計画値の設定について

一部の令和3年度の計画値は令和2年度の見込み値を上回っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年度の見込み値が小さくなっていると考えられる。

引き続き、第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画に基づき、計画値を設定するものとする。

2 計画の進行管理

2-1 ごみ処理関係

項目		平成31年度 (実績値)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (計画値)	目標の達成に向けた 今後の方策
			令和2年度 (計画値)	令和9年度 (計画目標値)	
数 値 目 標	ごみ総排出量※1	226,976 t	226,187 t	221,455 t	家庭系ごみについては、資源の分別の促進や生ごみ・食品ロスの削減を中心とした減量化・資源化策を推進するとともに、事業系ごみについては、産業廃棄物や資源化可能物の分別の徹底及び資源化の拡大策により減量化を進める。
			222,767 t	216,000 t 以下	
	最終処分量	20,003 t	21,427 t	21,273 t	
			21,390 t	20,000 t 以下	
サブ 指 標	市民1人1日 当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源を除く。)	491 g/人・日	504 g/人・日	485 g/人・日	家庭系一般ごみの中には、資源化可能物や生ごみが約40%含まれていることから、資源の分別や生ごみの減量化等により削減を進める。 【主な取組】ごみと資源の分別や水切りの促進等
			486 g/人・日	465 g/人・日 以下	
	食品ロス排出量※2	10,679 t	12,541 t	8,832 t	家庭から出る食品ロスの内、食べ残し量が約70%を占めていることから、啓発活動等により削減を進める。 【主な取組】食品ロス削減のPR活動や講座の開催、フードドライブの推進、3010運動の実施等
			8,983 t	7,900 t 以下	
	事業系ごみ排出量 (資源化可能物を 除く)	57,037 t	52,087 t	54,290 t	事業系ごみの中には、資源化可能物や産業廃棄物が多く含まれていることから、分別の徹底により削減を進める。 【主な取組】搬入物検査の強化、木くずや剪定枝の資源化の拡大
			54,685 t	54,000 t 以下	

※1 ごみ総排出量の算出式：一般ごみ+粗大ごみ+事業系ごみ+資源

※2 食品ロス排出量の算出式：一般ごみ×食品ロス発生割合

○令和3年度の計画値の設定について

一部の数値目標等は平成31年度並びに令和2年度において達成されているが、平成31年度は消費税の増税、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響によるものと考えられる。

引き続き、第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画に基づき、計画値を設定するものとする。

2-2 生活排水処理関係

項目	平成31年度 (実績値)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (計画値)	目標の達成に向けた 今後の方策
		令和2年度 (計画値)	令和9年度 (計画目標値)	
数 値 目 標	生活排水処理率 ^{※1}	98.1%	98.2%	公共下水道を整備するとともに、公共下水道の整備計画区域外においては、単独浄化槽等から合併浄化槽への転換を促進する。
		98.1%	99.6%	
サ ブ 指 標	ダム集水区域の 公共下水道整備率 ^{※2}	71.3%	73.8%	本市に降雨する水がダム湖に直接流入するダム集水区域における公共下水道の整備を推進する。
		71.3%	79.5%	

※1 生活排水処理率の算出式：(公共下水道処理人口+合併処理浄化槽人口+農業集落排水処理人口)÷住民基本台帳人口×100

※2 ダム集水区域の公共下水道整備率の算出式：

公共下水道処理人口÷(住民基本台帳人口-高度処理型合併浄化槽人口-農業集落排水処理人口)×100

3 令和3年度の取組

取組の柱Ⅰ ごみの更なる削減

ごみを減量化・資源化していくために、「ごみを発生させない」という視点から市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしていく必要がある。

今後、循環型社会への移行を加速するため、これまでの「4 R」を更に推し進めたライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指す。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策に配慮した上で、取組を進める。

基本施策1 家庭系ごみの減量化・資源化

家庭系一般ごみの排出量は減少してきているものの、市が毎年実施しているごみ質測定調査では、家庭から排出された一般ごみの29.3%（約3.9万トン）は、資源化が可能な紙類やプラ製容器包装であることが明らかになっている。この資源を分別することにより更なる一般ごみの減量化が可能である。

また、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスが一般ごみ全体の10.1%（約1.3万トン）を占めており、生ごみの減量化・資源化、食品ロスへの対策（生ごみの4 R）など、更なる取組を進める。

実施事業1 生ごみ・食品ロスの削減	
取組事項	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロス削減のPR活動 ○食品ロス削減のための講座の開催 ○「水切り」の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ・食品ロスの削減について市内小売店の利用客へのPRを検討する。 ・市内飲食店を訪問し、利用客へ食べきりの呼びかけについて検討する。 ・食育に関連したイベント等に出展し、生ごみ・食品ロスの削減についてのPRを検討する。 ・生ごみの4 Rに関する講座（夏休みの小学生を対象としたエコクッキング教室や、一般市民を対象としたダンボールコンポスト講習会等）の開催を検討する。 ・外部講師を招致した生ごみの4 Rに関する講演会または食品ロス削減に関する講演会について、オンライン講演会、事前撮影動画の視聴会等の開催を検討する。 ・生ごみの4 Rに関する講習会等を開催する市民や学校からの要望に応じて、生ごみ4 Rアドバイザーを派遣する。 ・生ごみの4 Rに関する活動に取り組む団体等への補助金交付による支援を行う。 ・市内大学等と連携して、食品ロス削減についてのPR活動を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみ処理容器の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙への掲載等による制度の周知を実施する。 ・申請方法の簡素化のために申請様式等の変更を検討する。

○市内の循環に向けたフードドライブの推進	・フードドライブの常設窓口増設の検討、各イベントの開催及び出展時におけるフードドライブの実施を継続し、回収した食品を市内フードバンクに提供する。
○他都市との連携による食品ロス削減に向けた取組	・九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会や全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会、神奈川県ごみ処理広域化推進会議、フードバンクかながわ等を通じて、他自治体と連携した取組を展開する。
実施事業2 過剰包装やレジ袋等の削減	
取組事項	事業内容
○マイバッグ、マイ箸、マイボトル等の利用促進 ○マイバッグ、マイボトル利用時の割引やポイント付与等、事業者への働きかけの強化 ○レジ袋削減や簡易包装導入など、事業者への働きかけの強化	・マイバッグ、マイ箸、マイボトルの利用促進について、「ごみと資源の日程・出し方」への掲載や、駅頭キャンペーン等啓発を検討する。 ・市が実施するイベントと合わせた新たなマイバッグ、マイ箸、マイボトルの利用促進方法を検討する。 ・レジ袋のさらなる削減を目的とした取組（呼びかけ等）を行っている店舗を対象とした「相模原市レジ袋削減協力店」の登録数を増やすとともに、レジ袋削減を目的とした市と相模原市レジ袋削減協力店との協働事業の実施に向けた取組を進める。
○不法投棄されたプラスチック等の環境への影響に関する情報提供	・プラスチックごみが環境に与える影響について市ホームページ等を通じて周知する。また、中食が増加している背景にも触れ、ワンウェイプラスチックの分別徹底について周知啓発を行う。
実施事業3 ごみの資源化の拡大	
取組事項	事業内容
○「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援	・地域における各種団体の自主的な資源回収を促進し、ごみの減量化と資源の有効利用を推進するため、実施団体に奨励金を交付して支援する。
○使用済小型家電回収ボックスの効果的な設置の検討	・より多くの使用済小型家電を資源化できるよう回収ボックスの効果的な設置場所について検討する。
○家庭から排出される剪定枝を新たな資源品目とすることの検討	・家庭から排出されている剪定枝は一般ごみ若しくは粗大ごみとして処分しているが、新たな資源品目とできるか費用対効果等の総合的な観点から検討する。
○新たな資源化に関する調査研究 ○ごみの資源化の拡大に向けたポイント制度や割引制度導入の促進	・家庭系ごみ（資源を除く。）の減量化・資源化を推進するため、国が取り組んでいる紙おむつなど新たな資源化について調査研究を行う。 ・他市でのポイント制度や割引制度導入の実績等の調査を行う。
○「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する国、事業者等への働きかけ ○事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進	・引き続き、全国都市清掃会議等を通して国や事業者に対し、「拡大生産者責任」の考え方に基づき、制度の拡充について働きかけを行う。

実施事業4 リユースの促進	
取組事項	事業内容
○転居の際に排出される家具等のリユースの促進	・ 転居の際に排出される家具等のリユースについて、他都市や大学での取組を調査し、本市における仕組みづくりについて検討する。
○リサイクルスクエアにおける情報発信の強化	・ ごみの減量化・資源化に関する展示・映像放映を継続し拡充する。
○フリーマーケットやリサイクルフェア等のイベントにおける4RのPRの推進	・ 市民の4R意識の醸成を目的としたイベント等の取組について実施を検討する。
○ウェブによるフリーマーケット等、民間事業者との連携によるリユース促進策の検討	・ 他都市事例を調査し、本市における実施の可能性を検討する。
実施事業5 4Rに関する情報発信や環境教育の推進	
取組事項	事業内容
○ごみ排出ルールの周知・啓発 ○ごみ・資源集積場所のルールの徹底	・ 新型コロナウイルスに感染の恐れのある家庭系ごみの排出方法を含め、さまざまな媒体やイベント等の機会を通じた、ごみの排出ルールの周知・啓発を検討する。 ・ 民間イベントへの出店等、幅広い機会を捉えた啓発活動を検討する。 ・ ごみ・資源集積場所における早朝啓発について、感染症対策を検討し、実施する。
○継続的な環境教育の推進 ○学校や企業への出前講座の拡大 ○若い世代を対象としたワークショップ等の実施	・ 小学校における出前講座を継続して実施する。 ・ 自治会、公民館等における相談会を実施する。 ・ 企業等における出前講座について検討する。 ・ ワークショップの開催に向けて検討する。
○不動産業者、大学等との連携によるごみ排出ルールの情報提供 ○外国人に対するごみ排出ルールの周知・啓発	・ 不動産業者を通じた「ごみと資源の日程・出し方」の市民への配布、大学におけるごみの減量化・資源化に関するキャンペーンを継続する。 ・ 外国語版啓発冊子の配布を継続する。
○ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体を活用した情報発信の推進 ○不用品の情報交換ができる民間の電子掲示板等との連携の検討	・ SNS等を用いた情報発信を継続する。 ・ 民間事業者等との連携について、他都市事例を調査し、本市における実施の可能性を検討する。
○環境に配慮した消費活動に関する情報の提供	・ レジ袋の使用抑制や賞味期限・消費期限の理解に基づく適切な商品選択などの消費行動における環境配慮及びごみの減量化・資源化について、啓発イベントの実施やSNSの活用などを通じた市民への情報提供について検討する。

実施事業6 ごみ処理手数料の在り方の調査研究	
取組事項	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理手数料の適正な在り方の検討 ○一般ごみの処理の有料化に関する他自治体の動向の調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理手数料全体の適正な在り方や他自治体の動向を調査研究するとともに、一般ごみの排出量が継続して増加する場合などを想定し、引き続き、一般ごみの処理の有料化について検討する。

基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの排出量は、一般的に経済状況等の外的な要因に影響される傾向がある。

平成28年度に実施した事業系一般廃棄物組成分析調査では、一般ごみに資源化可能物が11.5%（約0.6万トン）、廃プラスチック類、金属くず等、本来、産業廃棄物として処理する必要があるものが19.5%（約1万トン）含まれていることから、分別や適正排出を推進することにより、ごみの減量化・資源化が可能である。

また、事業系ごみでは生ごみの排出量が全体の41.3%（約2.1万トン）と大きな割合を占めることから、家庭系ごみ対策と同様に生ごみや食品ロスの削減の取組が重要である。

あわせて、新たな資源化に関する調査研究を進める。

実施事業1 生ごみ・食品ロスの削減	
取組事項	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設における食品廃棄物削減の推進 ○学校給食で発生する残さの減量化・資源化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・各公共施設への食品ロス削減に係るポスターの配布及び食品ロス削減月間に合わせて、食品ロスの削減について協力を求める庁内放送を実施するなど、啓発活動を行う。 ・給食の食べ残し量等の実態把握に努め、残さの減量化・資源化の推進に向けて検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ○会食時における「3010 運動」の実施及び啓発 ○小盛りメニューや持ち帰り希望者への対応に関する働きかけ ○生ごみ処理容器の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店にポスターの配布及び食品ロス削減の啓発を検討する。 ・事業系食品廃棄物の減量化・資源化を促進するため、関係機関と連携し、講習会等による周知・啓発を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ○フードバンク等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク実施団体との調整や食品を扱う事業者への状況調査等を行い、実施へ向けて検討する。

実施事業2 ごみの資源化の拡大	
取組事項	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ○木くずや剪定枝の資源化の拡大 ○剪定枝の受入先拡大の検討 ○少量の資源でも排出できる仕組み（回収協力事業所等）の検討 ○新たな資源化に関する調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化するための木くずの積替え保管施設が市内に1か所のみのため、新たな受入先を確保できるよう検討する。 ・事業系ごみへの資源化可能物の混入を防止するため、少量の資源を一般廃棄物収集と併せて収集する仕組みを検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食で発生する残さの資源化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の調理過程において発生する野菜くずや児童の食べ残しについて、市内民間資源化施設を活用し、資源の有効活用、資源化の推進を図る。

実施事業3 適正排出の推進	
取組事項	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ○事業系ごみの搬入物検査の強化 ○事業系ごみのマニフェスト制度の導入 ○減量化等計画書に基づく多量排出事業者への指導の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化可能物や産業廃棄物等の清掃工場への搬入を防止するため、専任の検査員を配置し、搬入物検査機を使用した展開検査及びピット搬入の目視検査を実施しているが、さらに検査を強化する。 ・事業系一般廃棄物の適正排出を推進するため、種類と量を把握できるマニフェスト導入を検討する。 ・多量排出事業者のうち資源化率の低い事業者や排出量が多い事業者に、減量化・資源化・分別に関する指導を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ○排出ルール徹底のための少量排出事業者に対する訪問指導の強化 ○ごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出抑止 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者に対し、地区別に戸別訪問を実施し、適正排出指導等を行うことにより、更なる適正排出等の促進を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ○共同排出事業の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同排出事業の更なる促進を図るため、許可業者や商店街からの聞き取り等を行い、周知・啓発方法の調査研究を行う。
実施事業4 4Rに関する情報発信	
取組事項	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体による効果的な情報発信の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のSNS等を用いた情報発信の実施を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の優良な取組の表彰 ○「エコショップ等認定制度」の見直し・充実 ○環境に負荷のかからない商品等の開発に関する情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・資源化に取り組む事業者等を認定するエコショップ等認定制度を周知するとともに、認定事業者の減量化等に関する優良な取組事例を市ホームページ等で周知を行う。 ・認定事業者への支援策について、エコショップ等の認定と、殿堂入りした事業者の表彰について検討する。
実施事業5 ごみ処理手数料の在り方の調査研究	
取組事項	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理手数料の在り方や他自治体の動向の調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理手数料全体の適正な在り方や他自治体の動向について調査研究を行う。

取組の柱Ⅱ ごみの適正な処理

安全で、安心して暮らすことのできる生活環境を維持するためには、ごみの排出から収集・運搬・処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要であることから、廃棄物の種類や排出方法に応じて適正に処理するとともに、環境負荷の低減に努める。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策に配慮した上で、取組を進める。

基本施策1 ごみ処理体制の整備

ごみを適正に処理していくためには、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めていく必要がある。施設の耐用年数やごみの排出状況などを踏まえた長寿命化計画の策定など、計画的な整備を進める。

また、清掃工場では、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用した発電を行うとともに、焼却の段階で金属等の資源を回収し、焼却灰もスラグ化して再生利用を行っており、今後も引き続き、エネルギーや資源の有効活用を図る。

ごみの収集・運搬に当たっては、経済性・効率性を考慮するとともに環境負荷の低減に配慮することが必要である。ごみ収集車については、引き続き、低公害車を導入するとともに、市民サービスの向上に向け、収集運搬体制の見直しを進める。

あわせて、ごみ出しが困難な方への支援について、福祉分野等と連携しながら対応を進めるとともに、亡くなった方の遺品整理に伴い発生したごみや火災などの災害時に発生する「罹災ごみ」の収集運搬体制について、実情を踏まえた方策を検討する。

実施事業1 一般廃棄物処理施設の整備	
取組事項	事業内容
○最終処分場第2期整備地かさ上げ工事の推進 ○最終処分場の計画的な整備	・現在供用中の一般廃棄物最終処分場第2期整備地について、当初計画のとおり埋立容量を確保するため、貯留構造物を整備するとともに、次期一般廃棄物最終処分場の整備に向けた取組を進める。
○清掃工場の計画的な整備等	・南清掃工場の長寿命化及び北清掃工場の建替整備に向けた取組を進める。
実施事業2 エネルギーや資源の有効活用	
取組事項	事業内容
○清掃工場のごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用	・効率よく発電を行い、場内や清掃関連施設に電気の供給と他施設に蒸気を供給するとともに、余剰電力を売電するなど、エネルギーの有効活用を推進する。
○ごみ処理の過程で生成される溶融スラグの有効活用	・道路用資材等への利用を推進することで、最終処分場の埋立量を減らし、延命化を図る。
実施事業3 収集運搬体制等の整備	
取組事項	事業内容
○ごみ出しが困難な方への対応の検討	・既存事業や介護保険制度等を利用することができない方の実態把握やニーズを調査する。
○「罹災ごみ」や「遺品整理ごみ」の収集運搬に係る取扱いの検討	・令和2年10月に開始した家庭系臨時ごみ制度について、実態把握を行い、必要に応じて改善する。

○効率的な収集運搬体制の検討	・令和元年10月に委託エリアが拡大したことの効果の検証や、令和元年東日本台風の際の対応について検証する。
○「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する国、事業者等への働きかけ（再掲I-1-3）	・引き続き、全国都市清掃会議等の協議会等を通して国や事業者に対して「拡大生産者責任」の考え方に基づき、制度の拡充について働きかけを行う。

基本施策2 不適正処理防止対策

不法投棄については、パトロール、監視カメラの設置、市民との協働による不法投棄防止活動等により、減少傾向にあるが、津久井地域については、山間部の道路際などへの不法投棄が後を絶たない状況にある。

良好な生活環境や自然環境の保全を図る観点から、不法投棄の多発箇所を中心に、引き続き不法投棄防止の取組を進める必要がある。

また、ごみ・資源集積場所からの資源の持ち去り行為や許可なく不用品を回収する行為は、市民の分別意識を低下させるだけでなく、事業者によっては、安心・安全な生活を脅かす悪質な場合もあることから、厳正に対応する必要がある。

実施事業1 不法投棄防止対策の推進	
取組事項	事業内容
○不法投棄防止パートナーシップ協定制度を活用した取組の促進	・パートナーシップ協定を締結した市民団体と協働し、散乱ごみの収集・市が設置する不法投棄監視カメラ並びに不法投棄防止フェンス周辺の草刈及び花植え・不法投棄パトロール・その他不法投棄防止に有効な活動による不法投棄対策事業を実施する。
○津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の促進	・ごみの不法投棄を未然に防止し、良好な地域環境を保全するため、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置、看板やバリケードを提供するとともに、地域事業に参加して事業展開する不法投棄撲滅キャンペーンなどの普及啓発事業及び、不法投棄物緊急撤去事業等を実施する。
○不法投棄防止パトロールの継続 ○監視カメラの設置等による不法投棄防止活動の継続	・不法投棄多発区域などへの監視カメラによる監視強化や、不法投棄防止啓発看板や不法投棄防止バリケードの活用、また、不法投棄撲滅キャンペーン等の普及啓発活動により不法投棄の防止を図る。
実施事業2 持ち去り行為対策の推進	
取組事項	事業内容
○パトロールの実施 ○近隣自治体や警察署との連携 ○GPSを活用した持ち去り古紙の追跡調査の実施	・市民通報を受けたごみ・資源集積場所へのパトロールと持ち去り行為者への指導を実施し、悪質な持ち去り行為者には、禁止命令書の交付、告発を行う。 ・所轄警察署と連携し、持ち去り行為者の情報共有等を行う。また、近隣自治体とも年2回の情報交換会議を行う。 ・関東製紙原料直納商工組合と協力してGPS機器を活用した持ち去り古紙の追跡調査を行う。

実施事業3 不用品の違法回収対策の推進	
取組事項	事業内容
○違法な不用品回収業者の指導 ○違法な不用品回収業者に関する市民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報さがみはらに記事を掲載し、不用品回収業者を利用しないことへの注意喚起を行う。 ・ 不用品回収業者の把握等を行う。

取組の柱Ⅲ ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェアや各種キャンペーンなどの啓発事業については、市民の「4R」に関する意識の向上やまちの環境美化を担っており、家庭から排出される一般ごみの減少など、一定の成果を上げている。

今後も、市民・事業者・行政のそれぞれが自主的に啓発活動や美化活動を実施するとともに、連携を強化し、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境づくりを進めて行く必要がある。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策に配慮した上で、取組を進める。

実施事業1 きれいなまちづくりの推進	
取組事項	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ○自治会、廃棄物減量等推進員を始めとした関係団体との連携強化 ○市民・事業者などによる環境美化活動の情報の発信 ○若い世代の美化活動への参加促進 ○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたイベント時の啓発活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・きれいなまちづくりの日キャンペーンやまち美化・路上喫煙防止合同キャンペーン実施により、地域における清掃活動等の活性化を図ることを検討する。 ・相模原市美化運動推進協議会が実施している小中学生を対象とした美化ポスター・美化標語コンクールへの支援、保育園等におけるキャンペーンの実施に向けての調整を行う。 ・東京2020オリンピック自転車ロードレースや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業における啓発活動については、契機を捉えた周知方法等の検討を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ○良好な環境を保っているごみ・資源集積場所を対象とした表彰制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・資源集積場所を良好な環境に保たれるよう、管理する団体や市民の方の意識を醸成する仕組み作りについての調査研究を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ○一般ごみの夜間収集の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前地区におけるまちの美観等を確保するとともに事業系ごみの適正排出を促進するため、駅前地区10か所での一般ごみの夜間収集を継続する。
実施事業2 生ごみ・食品ロスの削減	
取組事項	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ○市内の循環に向けたフードドライブの推進（再掲I-1-1） ○会食時における「3010運動」の実施及び啓発（再掲I-2-1） ○フードバンク等との連携（再掲I-2-1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブの常設窓口増設の検討、各イベントの開催及び出展時におけるフードドライブの実施を継続し、回収した食品を市内フードバンクに提供する。 ・飲食店にポスターの配布及び食品ロス削減の啓発を検討する。 ・フードバンク実施団体との調整や食品を扱う事業者への状況調査等を行い、実施へ向けて検討する。

実施事業3 ごみの資源化の拡大	
取組事項	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ○「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援（再掲I-1-3） ○事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進（再掲I-1-3） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における各種団体の自主的な資源回収を促進し、ごみの減量化と資源の有効利用を推進するため、実施団体に奨励金を交付して支援する。 ・引き続き、全国都市清掃会議等を通して国や事業者に対し、「拡大生産者責任」の考え方に基づき、制度の拡充について働きかけを行う。
実施事業4 不法投棄防止対策の推進	
取組事項	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄防止パートナーシップ協定制度を活用した取組の促進（再掲II-2-1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ協定を締結した市民団体と協働し、散乱ごみの収集・市が設置する不法投棄監視カメラ並びに不法投棄防止フェンス周辺の草刈及び花植え・不法投棄パトロール・その他不法投棄防止に有効な活動による不法投棄対策事業を実施する。

取組の柱Ⅳ 生活排水の適正な処理

下水道整備区域については、更なる公共下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽の設置を推進する。

また、生活排水を適正に処理するため、浄化槽の維持管理の徹底について、啓発を推進する。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策に配慮した上で、取組を進める。

実施事業1 公共下水道の整備の推進	
取組事項	事業内容
○公共下水道の整備及び維持管理	・公共下水道の整備及び適正な維持管理を行うことで、水源の汚濁防止と地域住民の生活環境の向上を図る。
○適正な生活排水の処理についての周知・啓発	・広報紙やイベントを通じて、下水道の仕組みを紹介し、正しい下水道の使い方について周知・啓発を行う。
実施事業2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進及び合併処理浄化槽の普及促進	
取組事項	事業内容
○単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の促進	・ダム下流域の公共下水道供用開始区域外において、単独処理浄化槽等を設置している管理者に対して、合併処理浄化槽への転換の啓発や補助制度に係る周知を図る。
○ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽の設置の推進	・高度処理型浄化槽への転換を促進するための周知を図るとともに、市設置高度処理型浄化槽の設置における民間活力活用制度（工事店制度）のさらなる促進を図る。
○合併処理浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発	・浄化槽の清掃・点検の実施など適正な維持管理について広報紙や市ホームページ、リーフレット配布等により周知・啓発を図るとともに、管理状況に問題等を確認した場合には浄化槽管理者に改善指導を行う。
○適正な生活排水の処理についての周知・啓発（再掲Ⅳ-1）	・広報紙やイベントを通じて、下水道の仕組みを紹介し、正しい下水道の使い方について周知・啓発を行う。
実施事業3 生活排水対策の推進に向けた普及啓発や公共下水道への接続の促進	
取組事項	事業内容
○適正な生活排水の処理についての周知・啓発（再掲Ⅳ-1）	・広報紙やイベントを通じて、下水道の仕組みを紹介し、正しい下水道の使い方について周知・啓発を行う。
○公共下水道への接続の促進	・公共下水道が整備され、供用開始後3年を経過する家屋等を対象に通知・訪問による接続促進を実施する。

実施事業4 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進	
取組事項	事業内容
○合併処理浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発（再掲IV-2）	・浄化槽の清掃・点検の実施など適正な維持管理について広報紙や市ホームページ、リーフレット配布等により周知・啓発を図るとともに、管理状況に問題等を確認した場合には浄化槽管理者に改善指導を行う。
実施事業5 し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築	
取組事項	事業内容
○し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築 ○津久井地域における浄化槽清掃料金に対する助成	・旧相模原市の浄化槽清掃を許可制に移行することについて検討する。
実施事業6 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理	
取組事項	事業内容
○し尿処理施設の適正な維持管理	・し尿及び浄化槽汚泥等を安全で安定的な処理を行うため、し尿処理施設の適正な維持管理を行う。

取組の柱V 大規模災害への備え

令和元年東日本台風で明らかになった災害廃棄物等の処理の課題を踏まえ、短期間に大量に発生する災害廃棄物の処理等を進める強靱な処理体制の構築を目指し、災害廃棄物等処理計画等を見直し、大規模災害への備えを計画的に進める。

基本施策1 災害廃棄物等処理体制の整備

大規模災害時に災害廃棄物等を円滑に処理するために、市民・事業者・行政が協力し、平時から十分な対策を講じておく必要がある。

特に、避難所のごみやし尿を含む災害廃棄物等の処理を、適正かつ迅速に行うための処理体制の整備について検討を進める。

実施事業1 災害廃棄物等の処理への備え	
実施事業2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の見直し	
実施事業3 災害時のごみの排出方法等の広報	
取組事項	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物等の処理方法等の検討 ○災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施 ○災害時の情報収集及び情報共有手段の確保 ○仮置場の確保に向けた検討 ○災害廃棄物等の収集・処分体制の構築 ○災害時におけるごみ排出方法等の検討 ○災害時におけるごみ排出方法等の情報提供手段の検討 ○平時からの片付けごみの排出方法や仮置場での分別（コンクリート、木くず、金属くず等）に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年東日本台風に伴う災害廃棄物等の収集・処分体制、処理方法及び、排出方法等に対する検証を行い、課題を抽出するとともに、解決に向けて検討し、災害廃棄物処理基本計画等に反映させていく。 ・災害廃棄物の排出ルールに基づく防災訓練の方法を検討する。 ・仮置場の速やかな設置の方法を検討する。 ・被災した場合に発生する災害廃棄物の排出方法等に関する事前の情報提供の方法について検討する。

基本施策2 応援・受援体制の整備

大規模災害時に円滑に災害廃棄物等を処理するためには、他自治体及び民間事業者等との協力や迅速かつ確実な情報共有が必要となります。

また、令和元年東日本台風などの教訓を生かし、支援側及び受援側の双方の観点から体制の整備を進める。

実施事業1 他自治体との相互支援体制の強化
 実施事業2 民間事業者等との協力関係の強化
 実施事業3 ITをより活用した災害時の情報共有体制の強化

取組事項	事業内容
○他自治体との相互支援体制の強化 ○災害時の情報共有体制の強化 ○民間事業者等との協力体制の強化 ○情報端末を活用した被災状況の迅速な情報共有体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年東日本台風の対応における課題の抽出、解決に向けた検討を行い、今後想定される災害に迅速に対応できるよう協定内容等を検証する。 ・他自治体への災害派遣や民間事業者を含めた防災訓練等の機会を通じ、日頃からの情報交換や連携を図っていく。 ・令和元年東日本台風での対応を踏まえ、情報端末を活用した被災状況の情報共有方法を検討する。 ・防災訓練等の機会を通じて、情報共有体制の確認を行っていく。

4 ごみ処理

4-1 収集・運搬計画

収集するごみの種類、収集回数等は、次のとおりとする。

(1) 家庭系ごみ（家庭の日常生活に伴い生じる一般ごみ、資源等）

ア 収集・運搬の概要

家庭系ごみの種類		収集区域	収集・運搬主体	収集回数	収集方法等	搬入先	令和3年度見込み量 (t)		
一般ごみ ^{※1}		相模原市全域	・相模原市 (直営、委託) ・排出者	週2回	ステーション方式 (所定のごみ・資源集積場所にて収集する)	・焼却施設 ・中継施設	119,727		
乾電池 ^{※1}									81
資源	びん類		・相模原市 (委託) ・資源回収業者 ・排出者	週1回			・資源化施設 ・中継施設	4,596	
	かん類							2,584	
	金物類							2,619	
	布類							17,357	
	紙類								新聞
									雑誌・雑がみ
									段ボール
								紙パック	
								紙製容器包装	
								蛍光灯・水銀体温計	50
	使用済食用油		182						
プラ製容器包装							7,308		
ペットボトル					1,414				
使用済小型家電		・相模原市 (直営) ・排出者	随時	・拠点方式	リサイクル啓発施設	134			
粗大ごみ(コンクリートブロック、レンガ、コンクリート製の物干台及び漬物石、耐火金庫を除く。)		・相模原市 (委託) ・排出者	随時	戸別方式(有料 ^{※2})	粗大ごみ受入施設等	7,099			
家庭系臨時ごみ		【別表2】 一般廃棄物収集運搬許可業者(家庭系臨時ごみを扱うことができる者に限る。)	随時	許可業者との契約による	・焼却施設 ・中継施設 ・粗大ごみ受入施設 ・資源化施設	140			

- ※1 収集方法等について、一般ごみ夜間収集地区では戸別方式。(集合住宅はステーション方式)
- ※2 相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和47年相模原市条例第12号。以下、「条例」という。)に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要。

イ 排出場所

原則として、排出場所を利用しようとする市民が協議の上、位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した所定のごみ・資源集積場所とする。(ステーション方式)

ウ 収集日

別表1に定めた地区ごとの曜日に収集を行う。

エ 一般ごみや資源等の排出方法

次の(ア)から(カ)までについて、定められた収集曜日の午前8時30分までに所定のごみ・資源集積場所に排出する。なお、夜間収集地区の一般ごみ・乾電池については、午後8時から午前0時までに市が収集可能であると確認した敷地内の場所に排出する。

(ア) 一般ごみ、乾電池、びん類、かん類、金物類、布類

透明又は半透明の袋に入れる。

※びん類、かん類、金物類は、中を洗って排出すること。

その際、かん類は、できるだけつぶして排出すること。

また、スプレー缶やカセットボンベを排出する際は、製品を使い切り、火気のない風通しの良い屋外で穴を開けてかん類として排出すること。なお、ガス抜きキャップがある製品については、火気のない風通しの良い屋外で、ガス抜きキャップを使用した後に、穴を開けてかん類として排出すること。

(イ) 紙類(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、紙製容器包装)

種類別にひもでしばる。雑誌・雑がみ、紙製容器包装は、ひもでしばるか、紙袋に入れてひもでしばる。

(ウ) 蛍光管・水銀体温計

購入時の包装材に入れてひもでしばるか、透明又は半透明の袋に入れる。

(エ) 使用済食用油

ラベルを剥がしたペットボトル(なるべく500ml容器)に入れてふたを閉める。

(オ) プラ製容器包装

透明又は半透明の袋に入れる。

(カ) ペットボトル

中を軽く洗ってつぶして、透明又は半透明の袋に入れる。

(キ) その他

a 生ごみは、十分に水切りをすること。

b びん類(ビールびん、一升びん等のリターナルびんに限る)、かん・金物類、紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パックに限る)、布類の排出は地域の集団資源回収に協力すること。

オ 使用済小型家電の回収

市役所本庁舎、緑区合同庁舎、南区合同庁舎、各総合事務所(城山、津久井、相模湖、藤野)、南清掃工場、北清掃工場、津久井クリーンセンター、橋本台リサイクルスクエア、麻溝台リサイクルスクエア、南部・北部粗大ごみ受入施設、ノジマ(相模原本店・NEW城山店)、青山学院大学(※)、相模女子大学(※)、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセ

ンター、相模台まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター、東林まちづくりセンター、イオン（相模原店・橋本店）に設置した回収ボックスにより回収する。（※各大学に設置した回収ボックスは学校関係者専用とする。）

また、市が協定を締結した事業者が宅配便により回収を行う。

カ パソコンの回収

次の（ア）から（エ）の方法により回収を行う。

（ア）メーカー等による自主回収

（イ）回収するメーカーがない場合は一般社団法人パソコン3R推進協会による回収

（ウ）市が協定を締結した事業者による宅配便回収（パソコン）

（エ）津久井クリーンセンター、橋本台リサイクルスクエア、麻溝台リサイクルスクエアにおける対面の回収

キ 粗大ごみの戸別収集

事前の申し込み（電話、インターネット、はがき）により粗大ごみの戸別収集を行う。

※条例に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要。

ク 粗大ごみ福祉ふれあい収集

ひとり暮らしの高齢者や障害者等で、屋外への持ち出しが困難な場合について建物内からの粗大ごみ搬出及び収集を行う。

※条例に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要。

ケ 家庭系臨時ごみの搬出

遺品整理や引越し、解体工事などにより一時的多量に発生し、通常のごみ出し方法では排出が困難な家庭系ごみについて、排出者が許可業者に委託して搬出を行う。

(2) 事業系ごみ(事業活動に伴い生じる一般ごみや資源化可能物)

ア 収集・運搬の概要

一般廃棄物の種類	収集区域	収集・運搬主体	収集回数	収集の方法	搬入先	令和3年度見込み量(t)
一般ごみ	相模原市全域	【別表2】 一般廃棄物 収集運搬許可業者(一般ごみ及び資源化可能物を扱うことができる者に限る。)	許可業者との契約による	許可業者との契約による	・焼却施設 ・中継施設	57,384
資源化可能物 ※資源化可能物とは、資源化することができる廃棄物であり、主なものは以下のとおりです。 ・古紙 新聞、雑誌、段ボール、OA用紙など ・木くず 資源化できるものに限る ・生ごみ 資源化できるものに限る ・その他 繊維類など					資源化施設等	—

イ 排出方法等

- (ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び第5項に規定されている廃棄物は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物として処理すること。
- (イ) 木くずや食品残さなどリサイクル可能なものは、資源化施設等を利用してリサイクルを図ること。
- (ウ) 事業系ごみは、ごみ・資源集積場所に出さないこと。

(3) 令和元年東日本台風に伴う災害廃棄物の処理

令和元年東日本台風により発生した災害廃棄物の処理は、「令和元年度 台風第19号に伴う災害廃棄物等処理実行計画」によるものとする。

(4) 自己搬入する場合

一般廃棄物の種類		搬入できるごみ等	受入場所	受付時間
一般ごみ	家庭系	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市の区域内で発生したものであること。 性状に応じ、あらかじめ切断し、コンパクトし、悪臭の発散を防止する等必要な措置を講じたものであること。 資源化することが適当であると認められるものでないこと。 施設の管理上必要な措置がなされていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 南清掃工場 北清掃工場 津久井クリーンセンター 	月曜日から土曜日まで (12月31日から1月3日までを除く) 午前8時30分から午前11時45分まで 午後1時から午後4時まで ただし、津久井クリーンセンターは、午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで ※1月3日は事業系のみ南北清掃工場を受入れ
	事業系			
粗大ごみ			<ul style="list-style-type: none"> 南部粗大ごみ受入施設 北部粗大ごみ受入施設 津久井クリーンセンター 	月曜日から土曜日まで (12月31日から1月3日までを除く) 午前9時から午後4時まで
資源		びん類、かん類、金物類、布類、蛍光管・水銀体温計、使用済食用油、紙類、ペットボトル、プラ製容器包装	資源リサイクルステーション (橋本台リサイクルスクエア、麻溝台リサイクルスクエア)	午前9時から午後4時まで (12月29日から1月3日までを除く)
			津久井クリーンセンター	月曜日から土曜日まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで (12月31日から1月3日までを除く)

※搬入に際しては、市の指定する様式による手続きを行うこと。

※条例に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要(資源は除く)。

※遺品整理や引越し、解体工事などにより発生した「家庭系臨時ごみ」について、許可業者は一般ごみ及び粗大ごみは各受入場所に搬入、資源は資源化施設(27ページ参照)及び津久井クリーンセンターに搬入できる。

(5) 動物の死体（おおむね20キログラム以下の犬・猫等の小動物）

ア 収集・運搬の概要

区分	収集区域	収集・運搬主体	搬入先
道路上	相模原市全域	相模原市 (委託)	北清掃工場

※収集に際しては、道路管理者が国土交通大臣である道路を除く。

イ 飼い犬・飼い猫等を自己搬入する場合

受入場所	受付時間
・南清掃工場 ・北清掃工場 ・津久井クリーンセンター	月曜日から土曜日まで (12月31日から1月3日までを除く) 午前8時30分から午前11時45分まで 午後1時から午後4時まで ただし、津久井クリーンセンターは、 午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで

※搬入に際しては、市の指定する様式による手続きを行うこと。

※道路上のものを搬入する場合を除き、条例に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要。

(6) 市が収集・受入れしないごみ（市が処理できないごみ）

区 分	品目の例示	排出方法	
排出禁止物	危険性のあるもの	<p>排出者が自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や販売店に引取りを依頼する。</p> <p>ただし、コンクリートブロック、れんが、コンクリート製の物干台、漬物石、耐火金庫は、南部粗大ごみ受入施設、北部粗大ごみ受入施設、津久井クリーンセンターに直接搬入した場合は受入れを行う。^{※1}</p>	
	有害物質を含むもの		バッテリー、農薬 等
	著しく悪臭を発するもの		多量の汚物、汚泥 等
	著しく容積の大きいもの又は重量の重いもの		自動二輪車、ピアノ 等
	市の施設では処理ができない粗大ごみ		一辺の長さが2mを超えるもの、厚さが2mmを超える金属、太さが10cmを超える剪定枝 等
市の行う処理に著しい支障を及ぼすもの	自動車・自動二輪車の部品、コンクリート製品(コンクリートブロック、れんが、漬物石、物干台、耐火金庫を除く。) 等		
特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器廃棄物	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	<p>排出者が購入した小売業者、又は買換えの場合には、新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼する。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は市で収集する。^{※2}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した販売店が不明な場合 ・購入した販売店が既に存在しない場合 ・購入した販売店が市外等、遠方の場合 	
資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する使用済指定再資源化製品	小型二次電池(密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉型ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小型シール鉛蓄電池)	<p>販売店、協力店の回収箱に持込むか、メーカーに引き取りを依頼する。</p> <p>(小型シール鉛蓄電池はメーカーの引き取り回収のみ。)</p>	

※1 条例に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要。

※2 条例に定める一般廃棄物の処理手数料の他にリサイクル料金が必要。

4-2 中間処理計画

廃棄物処理施設等の種類と処理方法等は、次のとおりとする。

(1) 焼却施設

施設名	所在地	処理能力	形式	処理主体	令和3年度見込み量(t)	残さ処分方法
南清掃工場	南区麻溝台 1524 番地 1	525 t / 日 (175 t / 日 × 3 炉)	流動床式 ガス化 溶融炉	相模原市	123,265	焼却灰は埋立処理 ※溶融スラグは道路用資材等へ活用。鉄、アルミは資源として売却
北清掃工場	緑区下九沢 2074 番地 2	450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉)	連続燃焼式 ストーカ炉		74,958	

(2) ごみ・資源中継施設

施設名	所在地	形式	容量	処理主体	対象となる収集区分
津久井 クリーン センター	緑区青山 3064 番地 1 他	ピット方式	600 m ³	相模原市	津久井地域(城山地区を除く)の一般ごみ、粗大ごみ(可燃)
		ヤード方式	540 m ²		津久井地域の資源

※津久井地域とは、城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区の区域を表す。

(3) 粗大ごみ処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方式	処理主体	令和3年度見込み量(t)	粗大ごみ処理方法
北清掃工場	緑区下九沢 2074 番地 2	85 t / 日 (5 時間)	横型回転 破砕機	相模原市	4,704	リユース 破砕 資源化 焼却

(4) 粗大ごみ受入施設等

施設名	所在地
南部粗大ごみ受入施設	南区麻溝台 1524 番地 1
北部粗大ごみ受入施設	緑区下九沢 2083 番地 1
津久井クリーンセンター	緑区青山 3385 番地 2

(5) 溶融スラグストックヤード

施設名	所在地	容量(t)
溶融スラグ ストックヤード	南区麻溝台 1524 番地 1	2,000

(6) 資源化施設(委託処理施設)

施設名	所在地	処理能力等	中間処理 方法	処分主体	令和3年度 見込み量 (t)	成果品の 処理方法
株式会社清和サー ビス	中央区 宮下 三丁目 9 番地 18	(びん類、金物類、 布類、蛍光管、使 用済食用油)	選別	相模原市 (委託)	34,348	再生業者 に引き渡 し
		155.88 t / 日 (かん類、紙類、 プラ製容器包装、 ペットボトル)	破碎、 圧縮			
合同資源サービ ス株式会社第一支店	中央区 田名塩田 一丁目 1 番地 22	(びん類、金物類、 布類、蛍光管、使 用済食用油)	選別			
		186.20 t / 日 (かん類、紙類)	圧縮			
大野産業株式会 社	南区 麻溝台 一丁目 8 番地 5	(びん類、金物類、 布類、蛍光管、使 用済食用油)	選別			
		80.20 t / 日 (かん類、紙類)	破碎、 圧縮			
株式会社ギオンリ サイクル	中央区 田名塩田 一丁目 1 番地 6	27.20 t / 日 (ペットボトル、プラ製 容器包装)	圧縮			

(7) リサイクル啓発施設

施設名	所在地	主な施設
橋本台リサイクルスクエア	緑区下九沢 2084 番地 3	資源リサイクルステーション、展示室、 講習室、研修・情報コーナー等
麻溝台リサイクルスクエア	南区麻溝台 1524 番地 1	

(8) 非常災害時に設置する一般廃棄物処理施設

非常災害時に、大量の災害廃棄物の発生により、清掃工場の廃棄物処理能力を超えてしまい、かつ、広域処理や事業者による処理が行えない場合等、新たな廃棄物処理施設が必要となる際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2及び第9条の3の3に規定する特例を活用し、一般廃棄物処理施設を設置する。

(9) 市外で処分する廃棄物

廃棄物の種類	排出主体	収集・運搬主体	処分主体	処分を行う地域	処分方法	令和3年度見込排出量(t)
乾電池	市民	相模原市(直営・委託)	東京製鐵株式会社 岡山工場	岡山県 倉敷市	炉で熔融 (廃乾電池中の鉄とマンガンは製品鋼材、スラグは路盤材、ダストは亜鉛精錬原料としてリサイクル)	109.33
木くず (剪定枝、伐採木、流木)、草、竹	事業者	許可業者又は自己搬入	株式会社 タケエイグリーンリサイクル	山梨県 富士吉田市、 神奈川県 横須賀市	資源化(堆肥化、チップ化)	6,000
木くず 剪定枝			株式会社植照	神奈川県 横浜市	資源化(チップ化)	330.00
木くず (主に幹・丸太)			株式会社リテック座間工場	神奈川県 座間市	資源化(チップ化)	330.00
			株式会社エコネット	東京都 八王子市	資源化(チップ化)	30.00
木くず 草			株式会社三凌商事 三凌愛川リサイクルセンター 第3工場	神奈川県 愛川町	資源化(堆肥化)	3.00
生ごみ			株式会社Jバイオフード リサイクル	神奈川県 横浜市	メタン発酵	127.92
			湘南有機リサイクル 株式会社	神奈川県 藤沢市	資源化(堆肥化)	90.00
			バイオエナジー株式会社	東京都 大田区	メタン発酵	96.00
			株式会社アルフォ城南島飼料 化センター	東京都 大田区	飼料化	55.11
			株式会社アルフォ城南島第二 飼料化センター			
紙コップ	ベストトレーディング 株式会社	神奈川県 厚木市	分別、洗浄、 脱水	0.60		

※一般廃棄物を市外で処理するに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項に基づき、受入先の自治体と協議する。処理主体や見込搬入量は、変更する場合がある。上記内容は、令和3年1月末時点のもの。

4-3 最終処分計画

廃棄物処理施設の種類とその処理方法は、次のとおりとする。

最終処分場

施設名	所在地	面積	埋立容量 (処理能力)	埋立(処理) 方式	処理主体	令和3年 度 見込み量
一般廃棄物 最終処分場	南区麻溝台 3412番地 2外	98,380 m ² (敷地面積)	1,235,300 m ³	準好気性埋立 (セル方式)	相模原市	21,673t
一般廃棄物 最終処分場 浸出水処理 施設	南区麻溝台 3737番地	488.11 m ² (建築面積)	300 m ³ /日	・汚水処理 凝集沈殿処理→ 砂ろ過処理→除 マンガン処理→ 下水道放流 ・汚泥処理 重力濃縮→遠心 脱水処理→焼却 処理		91,000 m ³

5 生活排水処理

5-1 収集・運搬計画

収集する一般廃棄物の種類等は、次のとおりとする。

(1) 家庭系し尿等及び事業系し尿等

ア 収集・運搬の概要

一般廃棄物の種類		収集区域	収集・運搬主体	収集回数	収集方法	搬入先	令和3年度見込み量(kl)
旧相模原市の区域	し尿	相模原市全域	・相模原市(直営)	概ね月1回	戸別方式	津久井クリーンセンター	2,213
	浄化槽汚泥等		・相模原市(直営)	年1回以上			26,514
	ディスポーザ汚泥		【別表4】一般廃棄物収集運搬許可業者(ディスポーザ汚泥を含む者)	随時			229
津久井地域	し尿		・相模原市(委託)	概ね月1回			※上記見込み量は、旧相模原市の区域と津久井地域の合計量
	浄化槽汚泥等		【別表3】一般廃棄物収集運搬許可業者(し尿・汚泥を含む者)	年1回以上			
	ディスポーザ汚泥		【別表4】一般廃棄物収集運搬許可業者(ディスポーザ汚泥を含む者)	随時			

※旧相模原市の区域とは、合併前の相模原市域を表し、津久井地域とは、城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区の区域を表す。

5-2 最終処分計画

廃棄物処理施設の種類とその処理方法は、次のとおりとする。

し尿処理施設

施設名	所在地	敷地面積(m ²)	処理能力	処理方式	最終処分
津久井クリーンセンター	緑区青山3385番地2	9,576	89kl/日	固液分離	脱水汚泥は助燃剤として焼却施設で活用 分離液は希釈して公共下水道へ放流

別表1 収集曜日一覧

一般ごみ等の収集曜日は、次のとおりとする。

なお、日曜日及び12月31日から1月3日までの日は実施しない。

緑区 収集曜日一覧

町名・大字		一般ごみ	乾電池	資源	容器包装 プラ
相原		月・木	木	水	火
青根		水・土	土	火	金
青野原		水・土	土	火	金
青山		火・金	金	月	木
太井	下記以外	月・木	木	金	火
太井	金丸、根本	火・金	金	月	木
大島		火・金	金	月	土
大山町		月・木	木	火	金
小倉		月・木	木	土	水
小原		月・木	木	水	土
小淵		月・木	木	水	土
上九沢		火・金	金	月	土
川尻	原宿	月・木	木	土	水
川尻	向原	火・金	金	木	月
川尻	小松、城北、中沢	水・土	土	木	月
久保沢		火・金	金	木	月
佐野川		月・木	木	水	土
澤井		月・木	木	水	土
下九沢	(緑区のみ)	水・土	土	金	木
城山		水・土	土	木	月
寸沢嵐		水・土	土	火	金
田名	(緑区のみ)	水・土	土	木	月
谷ヶ原		水・土	土	木	月
千木良		火・金	金	月	木
鳥屋		水・土	土	金	火
中沢		水・土	土	木	月
長竹		火・金	金	月	木
中野	下記以外	月・木	木	金	火
中野	金丸	火・金	金	月	木
名倉		水・土	土	火	金
西橋本		水・土	土	木	月
二本松		水・土	土	木	月
根小屋		火・金	金	月	木

町名・大字		一般ごみ	乾電池	資 源	容器包装 プラ
橋本	★3・6丁目の一部→夜間収集※	月・木 ※水・土	木 ※土	火	金
橋本台		水・土	土	木	月
葉山島		月・木	木	土	水
原宿		月・木	木	土	水
原宿南		月・木	木	土	水
東橋本		月・木	木	火	金
日連		火・金	金	水	土
広田		火・金	金	木	月
牧野		水・土	土	火	金
又野		月・木	木	金	火
町屋		火・金	金	土	水
三井		月・木	木	金	火
三ヶ木		水・土	土	金	火
向原		火・金	金	木	月
元橋本町		月・木	木	水	火
吉野		火・金	金	水	土
与瀬		月・木	木	水	土
与瀬本町		月・木	木	水	土
若葉台		水・土	土	木	月
若柳		火・金	金	月	木

中央区 収集曜日一覧

町名・大字		一般ごみ	乾電池	資源	容器包装 プラ
相生		水・土	土	木	月
青葉		月・木	木	土	火
大野台	(中央区のみ)	月・木	木	火	水
小山		月・木	木	火	金
鹿沼台	★1・2丁目の一部→夜間収集	月・木	木	水	土
上溝	★3~7丁目の一部→夜間収集	火・金	金	水	土
上矢部		月・木	木	金	火
共和		月・木	木	水	土
向陽町		月・木	木	火	金
小町通		火・金	金	月	木
相模原	★1~5丁目の一部→夜間収集	火・金	金	土	水
下九沢	(中央区のみ)	水・土	土	金	木
水郷田名		水・土	土	木	月
すすきの町		月・木	木	火	金
清新		月・木	木	水	土
高根		月・木	木	土	水
田名	(中央区のみ)	水・土	土	木	月
田名塩田		水・土	土	木	月
中央		火・金	金	木	月
千代田		水・土	土	火	木
並木		月・木	木	土	火
東淵野辺		月・木	木	水	土
光が丘		月・木	木	土	火
氷川町		月・木	木	火	金
富士見		火・金	金	木	月
淵野辺1~4丁目	★淵野辺3~4丁目の一部→夜間収集	月・木	木	金	火
淵野辺5丁目	★淵野辺5丁目の一部→夜間収集	月・木	木	金	火
淵野辺本町1・2丁目		月・木	木	金	火
淵野辺本町3~5丁目		月・木	木	金	火
星が丘		水・土	土	火	木
松が丘		月・木	木	土	水
緑が丘		月・木	木	金	水
南橋本		火・金	金	水	土
宮下		月・木	木	火	金
宮下本町		月・木	木	火	金
弥栄		月・木	木	土	水

町名・大字		一般ごみ	乾電池	資 源	容器包装 プラ
矢部	★矢部2・3丁目の一部→夜間収集※	火・金 ※水・土	金 ※土	木	月
矢部新町		月・木	木	金	火
陽光台		月・木	木	金	水
横山		火・金	金	月	木
横山台		火・金	金	月	木
由野台		月・木	木	水	土

南区 収集曜日一覧

町名・大字		一般ごみ	乾電池	資 源	容器包 装プラ
旭町		月・木	木	水	土
麻溝台		火・金	金	木	土
新磯野		火・金	金	月	土
磯部		水・土	土	火	金
鵜野森		火・金	金	月	木
大野台	(南区のみ)	月・木	木	火	水
上鶴間		水・土	土	木	月
上鶴間本町		水・土	土	火	金
北里		火・金	金	木	土
古淵		火・金	金	月	木
栄町		火・金	金	月	木
相模大野	★3・5・6丁目の一部→夜間収集	水・土	土	金	火
相模台		火・金	金	水	木
相模台団地		火・金	金	木	月
桜台		火・金	金	木	月
下溝		水・土	土	金	火
新戸		水・土	土	火	金
相南	★4丁目の一部→夜間収集	月・木	木	土	水
相武台	★1丁目の一部→夜間収集	火・金	金	土	水
相武台団地		火・金	金	土	水
当麻		水・土	土	金	火
西大沼		火・金	金	水	月
東大沼		火・金	金	水	月
東林間	★4～6丁目の一部→夜間収集	月・木	木	水	土
双葉		火・金	金	木	月
文京		水・土	土	月	木
松が枝町	★松が枝町の一部→夜間収集	月・木	木	土	水
御園		水・土	土	月	木
南台		火・金	金	木	月
豊町		火・金	金	月	木
若松		火・金	金	水	月

別表2 一般廃棄物収集運搬許可業者 令和3年2月末現在

許可業者名	所在地	事業系	家庭系
		一般 廃棄物	臨時 ごみ
【緑区】			
有限会社関戸商事	青野原 60 番地 1	○	○
森下造園株式会社	青山 971 番地	○	
有限会社星運	大島 3279 番地	○	
株式会社北相模環境管理開発	小淵 2008 番地	○	○
有限会社山口商店	下九沢 167 番地の 5	○	○
株式会社プロフェッショナル・ケイジ	下九沢 1362 番地	○	
有限会社大貫産業	下九沢 2024 番地	○	○
セントラル総合サービス株式会社	西橋本三丁目 10 番 30 号	○	○
株式会社ダストソリューション	橋本台三丁目 12 番 28 号	○	○
山崎産業株式会社	橋本台四丁目 1 番 10 号	○	○
有限会社昌本商事	東橋本二丁目 29 番 14 号	○	
相模化学工業株式会社	牧野 2559 番地	○	
有限会社相模湖水質管理センター	若柳 483 番地 1	○	
【中央区】			
有限会社高幸産業	青葉一丁目 5 番 3 号	○	
相模トライアム株式会社	鹿沼台一丁目 9 番 15 号	○	
有限会社仙頭商店	上溝二丁目 8 番 9 号	○	○
高山 勝彦（タカヤマ商会）	上溝六丁目 14 番 10 号	○	
有限会社熱監理研究所	上矢部四丁目 18 番 5 号	○	
有限会社日成メンテナンス	下九沢 12 番地 4	○	
トクテック有限会社	すすきの町 15 番 15 号-203	○	
株式会社シノザキ	田名 1710 番地	○	
株式会社宏和商事	田名 10133 番地	○	
株式会社トキオ	田名塩田一丁目 17 番 20 号	○	○
合同資源サービス株式会社	田名塩田三丁目 1 番 10 号	○	○
相模原市環境事業協同組合	中央三丁目 12 番 3 号	○	
河本 正雄（カワショウ）	東淵野辺一丁目 15 番 27 号-202	○	
株式会社丸河紙業	淵野辺一丁目 20 番 6 号	○	
株式会社ローゼカンキョウ	富士見五丁目 21 番 3 号	○	○
有限会社金原商店	淵野辺本町一丁目 40 番 6 号	○	
株式会社ギオン	南橋本一丁目 5 番 1 号	○	○
相模原紙業株式会社	南橋本一丁目 18 番 15 号	○	
株式会社KOHWA	南橋本四丁目 3 番 27 号	○	○
株式会社清和サービス	宮下三丁目 9 番 18 号	○	○
株式会社旭商会	宮下本町三丁目 28 番 14 号	○	○
草間 連	陽光台二丁目 14 番 6 号	○	
丸勝梱包運輸有限会社	陽光台四丁目 30 番 5 号	○	

許可業者名	所在地	事業系 一般 廃棄物	家庭系 臨時 ごみ
有限会社柏村商店	陽光台七丁目8番11号	○	○
有限会社アスリート	横山四丁目24番1号	○	○
株式会社 WONDER1996	田名4337番地1	○	○
【南区】			
大野産業株式会社	麻溝台一丁目8番5号	○	○
石阪 ロニイ（アーカディア）	麻溝台五丁目9番27号	○	○
株式会社総合資源イケダ	麻溝台六丁目14番3号	○	○
有限会社ミドリ回収サービス	麻溝台八丁目38番3号	○	○
都市環境サービス株式会社	鵜野森二丁目25番12号	○	○
株式会社瑞輝	大野台三丁目15番52号	○	○
株式会社協栄	大野台三丁目45番地116	○	○
株式会社フジクリーンサービス	上鶴間本町五丁目8番20号	○	
株式会社M i t o u	上鶴間本町七丁目7番8号	○	
北里ライフサービス株式会社	北里一丁目15番1号	○	
有限会社竹山商会	相模大野三丁目11番18号	○	
株式会社大清産業	相模台二丁目29番3号	○	
有限会社武田商店	相模台七丁目34番10号102	○	○
有限会社ハヤシ美掃	双葉二丁目10番43号	○	○
合同会社M・Rライジング	当麻3539番地27	○	○
【相模原市を除く神奈川県内】			
株式会社アクト・エア	愛甲郡愛川町角田3667番地	○	○
有限会社長澤商事	厚木市金田996番地	○	
ベストトレーディング株式会社	厚木市金田1141番地3	○	○
ティーエスエンバイロ株式会社	厚木市鷲尾五丁目4番15号	○	○
メディカルサービス神奈川株式会社	伊勢原市桜台一丁目9番9号	○	
株式会社須藤商事	海老名市国分北三丁目15番2号	○	
西田産業株式会社	川崎市川崎区浅野町7番6号	○	
株式会社東和企業	川崎市川崎区大川町13番地2	○	
有限会社善山商店	座間市立野台一丁目14番28号	○	
株式会社日環	座間市東原三丁目15番7号	○	
株式会社カインドサービス	座間市緑ヶ丘四丁目8番7号	○	
株式会社アドベル	平塚市八重咲町6番18号	○	
株式会社共栄商社	藤沢市打戻2073番地	○	
東洋興業株式会社	横浜市神奈川区羽沢南二丁目38番1号	○	
株式会社佐川商事	横浜市瀬谷区相沢一丁目17番地の1	○	
ソリタ運輸株式会社	横浜市鶴見区市場上町7番11号	○	○
株式会社新和商会	横浜市戸塚区舞岡町2969番地1	○	
横浜環境保全株式会社	横浜市中区山下町273番地	○	
株式会社杉山商店	横浜市南区日枝町五丁目127番地	○	
小河原 良信（フラワーダスト）	横浜市瀬谷区瀬谷二丁目17番地の16	○	
三星産業有限会社	厚木市関口字才戸675番の1	○	

許可業者名	所在地	事業系 一般 廃棄物	家庭系 臨時 ごみ
【県外】			
株式会社ヤマキ	埼玉県熊谷市三ヶ尻字新山 3884 番地	○	
株式会社大島商事	東京都青梅市野上町三丁目 25 番地の 11	○	
株式会社永野紙興	東京都大田区城南島四丁目 5 番 10 号	○	
エルエス工業株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目 2 番 8-503 号	○	
富士見産業株式会社	東京都中央区銀座二丁目 8 番 5 号	○	
太誠産業株式会社	東京都豊島区南池袋三丁目 14 番 11 号中町ビル	○	
南栄産業株式会社	東京都八王子市小比企町 552 番地 3	○	○
有限会社神野商店	東京都八王子市高尾町 1848 番地	○	○
株式会社まごころ清掃社	東京都八王子市長房町 126 番地の 2	○	○
有限会社カネショウ	東京都八王子市南大沢三丁目 25 番地	○	
株式会社環境システムサービス	東京都八王子市横川町 1076 番地	○	○
有限会社小林サービス	東京都町田市上小山田町 3003 番地 7	○	○
株式会社三凌商事	東京都町田市木曽東一丁目 34 番 6 号	○	○
MH I ファシリティーサービス株式会社	東京都港区芝五丁目 34 番 6 号	○	
株式会社タケエイグリーンリサイクル	横須賀市浦郷町五丁目 2 9 3 1 番地 1 5	○	

別表 3 一般廃棄物収集運搬許可業者（し尿・汚泥を含む者）令和 3 年 2 月末時点

許可業者名	所在地
【城山地区】	
安西 義則（城南清掃）	相模原市緑区城山一丁目 24 番 25 号
有限会社城山清掃社	相模原市緑区中沢 602 番地 5
【津久井地区】	
有限会社津久井興産	相模原市緑区青山 1053 番地
相模清掃サービス有限会社	相模原市緑区長竹 1900 番地 5
【相模湖地区】	
有限会社相模湖水質管理センター	相模原市緑区若柳 483 番地 1
【藤野地区】	
株式会社北相模環境管理開発	相模原市緑区小淵 2008 番地

別表 4 一般廃棄物収集運搬許可業者（ディスポーザー汚泥を含む者）令和 3 年 2 月末時点

許可業者名	所在地
【緑区】	
有限会社津久井興産	青山 1053 番地
有限会社城山清掃社	中沢 602 番地 5
相模清掃サービス有限会社	長竹 1900 番地 5

許可業者名	所在地
【中央区】	
株式会社清和サービス	宮下三丁目9番18号
【県外】	
株式会社三凌商事	東京都町田市木曽東一丁目34番6号